

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25820309

研究課題名(和文) 国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論とその展開過程に関する研究

研究課題名(英文) Research of the architectural design theory for the mountain scenic site with the birth of the National Park Service Organic Act

研究代表者

梅干野 成央 (HOYANO, Shigeo)

信州大学・学術研究院工学系・准教授

研究者番号：70377646

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：近代以降、我が国では山岳地の自然景観が広く発見され、その一部の優れたものは昭和6年に施行された国立公園法を契機として保全されてきた。本研究は、国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論とその展開過程を把握し、我が国の山岳地における自然景観と建築意匠の関係に関する論議の萌芽とその方向性を捕捉するものである。具体的には、国立公園協会の機関誌『国立公園』を対象として資料の抽出・整理と分析を行い、国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論とその展開過程を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In Japan, the natural scenery in the mountains was discovered widely after the modern times, and it has been preserved by National Park Service Organic Act enforced in 1931. This research investigated the architectural design theory for the mountain scenic site with the birth of the National Park Service Organic Act in Japan. As a result of this research, the development process of the architectural design theory for the mountain scenic site was clarified through the analysis of the magazine "National Parks" that is the bulletin of the National Parks Association of Japan.

研究分野：建築史・意匠

キーワード：国立公園 山岳建築 意匠論 山小屋

1. 研究開始当初の背景

国土の大部分を山が占める我が国では、山岳地と深く結びついた暮らしがいとなまれてきた。それゆえ、山岳地では、厳しい自然環境のもとに、固有な建築の文化が育まれてきたと考えられる。この山岳地という環境のなかで育まれてきた建築の文化、すなわち、山岳建築は、建築史の分野において、断片的に記録されてきたのみであり、体系的に把握されてこなかった。そこで申請者は、平成21～23年度に科学研究費の助成を得て、「日本山岳建築史の構築に向けた日本アルプスの山小屋建築に関する調査研究」を進めた。この研究では、近代登山の普及の重要な舞台となった北アルプスの上高地・槍・穂高地域を主なフィールドとして、山小屋の建設過程などを明らかにした。

本研究の着想は、この研究をふまえる。この研究の主なフィールドである北アルプスの上高地・槍・穂高地域は、「中部山岳国立公園」の一部であり、そこには現在も数多くの山小屋がたっている。これらの山小屋には、山岳地の自然景観に調和した特徴的な建築意匠を有しているものがある。この発見が本研究の出発点である。こうした、山岳地の自然景観に調和した建築意匠の歴史的把握は、山岳建築に関する研究へ新たに建築意匠の観点を導入するものであり、その成果は、山岳地の景観美をはじめとする我が国の美しい自然景観を未来へと受け継ぎ伝えていくために建築意匠が追究すべき方向性の重要な指針となる。

2. 研究の目的

近代以降、我が国では、登山や保養の普及によって、山岳地の自然景観が広く発見された。その一部の優れたものは、昭和6年(1931)に施行された国立公園法を契機として保全され、そこでは、自然景観に調和した建築意匠が追究されてきた。この過程には、我が国の山岳地における自然景観と建築意匠の関係に関する論議の萌芽とその方向性が示されているといえる。

本研究は、この点に着目し、国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論とその展開過程を把握し、我が国の山岳地における自然景観と建築意匠の関係に関する論議の萌芽とその方向性を捕捉するものである。具体的には、日本に国立公園を誕生させるために昭和4年(1929)に発足した国立公園協会の機関誌『国立公園』を基礎資料として、まず、「国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論の抽出・整理」を進め、つぎに、これをふまえて「国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論に関する展開過程の把握」を進める。

3. 研究の方法

(1) 国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論の抽出・整理

国立公園協会では、昭和4年(1929)から昭和19年(1944)までと昭和23年(1948)から平成24年(2012)までの二期にわたって、機関誌『国立公園』を発行してきた(昭和18、19年(1943、1944)は『国土と健民』と改題)。このうち、国立公園法が施行された昭和6年(1931)を含む、昭和4年(1929)から昭和19年(1944)までの発行分には、国立公園法の施行を契機とした建築活動が示されていると考えられる。本研究では、まず、昭和4年(1929)から昭和19年(1944)に発行された『国立公園』を基礎資料として、ここに収録されている山岳建築の意匠論を時系列にそって抽出・整理する。

(2) 国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論に関する展開過程の把握

次に、本研究では、資料整理をふまえ、『国立公園』に収録されている山岳建築の意匠論について、とくに、参考事例としてとりあげられている建築作品と国立公園法の施行を記念して国立公園協会と建築学会(現・日本建築学会)の共催で行われた、我が国における山岳地の自然景観と建築意匠の関係を追究した初期の設計競技「国立公園に建つ山小屋」と「国立公園に建つホテル」に着目する。これらの分析を通して、国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論とその展開過程の一具体を把握し、我が国の山岳地における自然景観と建築意匠の関係に関する論議の萌芽とその方向性を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論の抽出・整理

国立公園法が施行された昭和6年(1931)を含む、昭和4年(1929)から昭和19年(1944)までに発行された『国立公園』から、標題に「施設」や「建築」、あるいは、建築の用途を示す文言を含む、自然の風景地にたつ建築に関する文書(以下、文書)を抽出した。その結果、論説を36件、報告を36件、設計競技の審査評を3件、計75件の文書を確認した(表1)。これらの文書は、大多数が対象とした建築の意匠に言及しているため、広義の意匠論とみなすことができる。著者をもて、岸田日出刀、堀越三郎、福田乙二、船越義房、市浦健、五位孝夫、瓜生正、といった建築関係者の名を確認できる。

文書を時系列に沿ってみると、国立公園法が施行された前後には海外の事例や必要な建築の用途に関する論説が多く掲載されており、この時期に建築活動に先立つ予備的な議論が行われたと考えられる。この後、ホテルと山小屋の設計競技が行われ、昭和9年(1934)にこれらの審査評が掲載されている。これ以降は報告が大部分を占め、この時期に建築活動が積極的に進められたと考えられる。

文書が対象とした建築の用途をみると、山小屋が23件、スキー場が6件、ホテルが5

件、宿舎が4件、別荘が3件、休憩舎などが2件であり、これら以外は総合的な内容である。このうち、山小屋については、山岳地に位置するものを対象としており、ホテルや宿舎などについても、その多くは山岳地に位置するものを対象としている。したがって、国立公園法の施行を契機とした自然の風景地にたつ建築の意匠論は、もっぱら、山岳地にたつ建築、すなわち、山岳建築に即して展開されてきたといえる。

なかでも、山小屋を対象とした文書の件数は多く、山岳建築を代表して山小屋の意匠が議論されてきた過程が想像される。山小屋を対象とした文書は、建築関係者によるものだけでも7件(表1: 印の文書)あり、これらから山岳建築の意匠論に関する展開過程を読みとることができよう。また、これらには、意匠論を具体化した建築作品を紹介した報告も含まれており、岸田による槍ヶ岳の殺生小屋の計画や市浦による日光の山の家の計画は、その代表例であるといえる。とりわけ、岸田による殺生小屋の計画は、その先駆的な事例として重要である。

(2) 国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論に関する展開過程の把握

山岳建築の意匠論を具体化した先駆的な作品である殺生小屋の計画に即して、国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論に関する展開過程を把握した。殺生小屋に関する文書は二つある。一つは、岸田日出刀「槍ヶ岳殺生小屋の設計に就て」(『国立公園』, 7(8), pp.14-18, 1935)であり、もう一つは、福田乙二『殺生小屋の計画に就て』(『国立公園』, 9(1), pp.14-16, 1937)である。岸田による文書は自身による計画の紹介であり、福田による文書は岸田の計画を変更したことの紹介である。殺生小屋の計画が進められた背景には、国立公園法の施行を契機とした山岳建築の意匠論の展開過程を把握するうえで、重要な事項が関係していると推測されるものの、これらの文書からは、殺生小屋の計画がどのような経緯のなかで起こったものなのか、知ることはできない。

『国立公園』を総覧した結果、先の二つの文書のほか、殺生小屋に関する二つの雑報を発見した。一つは、国立公園協会「協会雑報 岸田博士囑託、工作物の設計指導」(『国立公園』, 6(12), pp.3-6, 1934)であり、もう一つは、国立公園協会「雑報 国立公園内建築物の設計は本協会へ」(『国立公園』, 7(3), p.28, 1935)である。

「雑報 国立公園内建築物の設計は本協会へ」には、国立公園協会が国立公園内にたつ建築物の設計事業(以下、当事業)を実施し、その担当者を岸田が務めることが記されており、すでに申し込みのあった事例として、瀬戸内海国立公園の下津井小濱喫茶寮と土ノ庄すみや観海樓、日光国立公園の手白澤山荘とともに、中部山岳国立公園の殺生小屋と西岳小屋が記されている。つまり、殺生小屋

表1 『国立公園』(昭和4~19年)における自然の風景地にたつ建築に関する文書

文書の名称 [巻(号) / 著者 / 分類]	
一昭和4年(1929)一	<ul style="list-style-type: none"> 国有林の風景施設 [1(1) / 入江魁 / 論説 - 総合] 国立公園と保健施設 [1(1) / 氏原佐藏 / 論説 - 総合] 外客誘致と施設の充実 [1(2) / 遺石生 / 論説 - ホテル] 瀬戸内海の風景利用施設 [1(2) / 瀧美育郎 / 論説 - ホテル] 富士岳麓風景施設 [1(3) / 鈴木新太郎 / 報告 - 総合] イエローストーン公園内の医療施設 [2(1) / 野口達子訳 / 報告 - 総合] 国立公園候補地最近の施設利用状況の調査 [2(4) / 記載無し / 報告 - 総合] 北米合衆国々々公園に於ける衛生施設 [2(5) / 野口達子訳 / 報告 - 総合] スキー・ヒュッテに就て [3(2) / 小坂立夫 / 論説 - 山小屋]
一昭和6年(1931)一	<ul style="list-style-type: none"> 簡単な丸太小屋の作り方 [3(7) / 小坂立夫 / 論説 - 山小屋] 日本アルプスノ俣小屋改設について [3(8) / 松本宮林署 / 報告 - 山小屋] 海浜公園の施設 - ジョーンズ・ビーチ州立公園 [3(9) / 小寺駿吉 / 報告 - 総合]
----- 国立公園法 施行 -----	
一昭和7年(1932)一	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園に於ける運動施設 [3(12) / 千家哲彦 / 論説 - 総合] 国立公園編入その他保勝の施設による施業制限が森林経済に及ぼす影響 [4(1) / 藤島信太郎 / 論説 - 総合] 風景地の建築的施設 [4(1) / 小坂立夫 / 論説 - 総合] 国立公園とスキー施設 [4(3) / 加藤誠平 / 論説 - スキー場] 弥陀ヶ原開発の施設 [4(4) / 日本アルプス国立公園富山県期成同盟会 / 論説 - 総合] 国立公園の教化施設に就いて [4(4) / 小坂立夫 / 論説 - 総合] 野営場の施設に就いて [4(8) / 小坂立夫 / 論説 - キャンプ場]
一昭和8年(1933)一	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園の利用とドイツ青年宿舎(一) [5(6) / 南崎雄七 / 論説 - 宿舎] 国立公園の利用とドイツ青年宿舎(二) [5(7) / 南崎雄七 / 論説 - 宿舎] アメリカ国立公園の管理並に利用施設 [5(7) / 加藤生 / 論説 - キャンプ場]
一昭和9年(1934)一	<ul style="list-style-type: none"> 十勝岳「白銀荘」紹介 [6(1) / 黒瀬太一 / 報告 - 山小屋] 北米合衆国国立公園に於ける教化施設及教化事業 [6(2) / 稲垣竜一 / 報告 - 総合] 第七回建築展覧会第二部懸賞「国立公園に建つホテル」設計応募案審査評 [6(2) / 岸田日出刀 / 審査評 - ホテル] ○国立公園に建つ山小屋設計懸賞一応募案審査の感想 [6(3) / 岸田日出刀 / 審査評 - 山小屋] 国立公園に建つ山小屋設計懸賞一審査所感 [6(3) / 田村剛 / 審査評 - 山小屋] ○山小屋建築漫録 [6(3) / 堀越三郎 / 論説 - 山小屋] 山小屋偶感 [6(3) / 小坂立夫 / 論説 - 山小屋] 国立公園の利用施設に必要な土地に就て [6(6) / 田村剛 / 論説 - 総合] 建築と自然 [6(6) / 福田乙二 / 論説 - 総合] 瀬戸内海国立公園施設調査記 [6(10) / 石井生 / 報告 - 総合]
一昭和10年(1935)一	<ul style="list-style-type: none"> 白馬岳付近の山小屋 - スキー登山のための [7(1) / 田口一郎 / 論説 - 山小屋] 国立公園の冬季利用と其の施設に就て [7(2) / 加藤誠平 / 論説 - スキー場] 国立公園と建築 [7(3) / 船越義房 / 論説 - 総合] 紹介 - スキーホテル [7(5) / 記載無し / 報告 - ホテル] イタリヤ週末別荘 [7(6) / 記載無し / 報告 - 別荘] 国立公園に於ける展望施設 [7(6) / 田中明 / 論説 - 展望舎] ドイツの週末別荘 [7(7) / 記載無し / 報告 - 別荘] ○槍ヶ岳殺生小屋の設計に就いて [7(8) / 岸田日出刀 / 報告 - 山小屋] 国立公園の指定と施設 [7(10) / 柴田常恵 / 論説 - 総合] 華嚴滝展望施設につきて [7(10) / 島田隆次郎 / 論説 - 展望舎] 金剛山一施設並に利用(一) [7(10) / 内田桂一郎 / 報告 - 総合] 金剛山一施設並に利用(二) [7(11) / 内田桂一郎 / 報告 - 総合] 大雪山登山道ホテルの設計 [7(11) / 岸田日出刀 / 報告 - ホテル] 冬季スポーツ・センターとしてレーキ・フランド [7(12) / 加藤誠平 / 報告 - 総合]
一昭和11年(1936)一	<ul style="list-style-type: none"> 第四回オリムピック冬季競技場概略 [8(1) / 千家哲彦 / 報告 - スキー場] スキー場とところどころ [8(1) / 記載無し / 報告 - スキー場] 北海道二次スキー場行脚 [8(2) / 森道 / 報告 - スキー場] 徳沢牧場小屋改築計画 [8(4) / 記載無し / 報告 - 山小屋] 観光日本と其施設一併せて風景の保護に就いて [8(5) / 黒田鶴心 / 論説 - 総合] 住み心地のいい山小屋 [8(8) / 松方三郎 / 論説 - 山小屋]
一昭和12年(1937)一	<ul style="list-style-type: none"> ○殺生小屋の計画に就いて [9(1) / 福田乙二 / 報告 - 山小屋] 公園施設としての雲仙ゴルフ場 [9(1) / 玉置生 / 論説 - ゴルフ場] 簡単な貸別荘 [9(1) / 福田乙二 / 報告 - 別荘]
一昭和13年(1938)一	<ul style="list-style-type: none"> 台湾国立公園の特徴と其施設に就て [10(1) / 田端幸三郎 / 論説 - 総合] 日光湯元スキー場概況 [10(1) / 栃木県 / 報告 - スキー場]
一昭和14年(1939)一	<ul style="list-style-type: none"> スキーの宿舎に就て [11(1) / 池ノ上容 / 論説 - 山小屋] 風致と建築 [11(2) / 市浦健 / 論説 - 総合] ○山小屋を語る [11(6) / 五位孝夫 / 論説 - 山小屋]
一昭和15年(1940)一	<ul style="list-style-type: none"> 富士ヒュッテと愛鷹山荘 [12(2) / 冠生 / 報告 - 山小屋] 雲仙公園の沿革と其の施設現況及将来 [12(3) / 園孝治郎 / 報告 - 総合] 日光湯元青年宿舎の図に添へて [12(6) / 船越義房 / 報告 - 宿舎]
一昭和16年(1941)一	<ul style="list-style-type: none"> 山小屋の今昔 [13(1) / 角田吉夫 / 論説 - 山小屋] ○日光の山の家 [13(1) / 市浦健 / 報告 - 山小屋] 国立公園内五箇所の休憩舎寄贈 [13(1) / 田村剛 / 報告 - 休憩舎] 十和田発電所青柳事務所設計図 [13(2) / 体力局施設課 / 報告 - 山小屋] 大杉谷青年宿舎設計図 [13(1) / 帝室林野局 / 報告 - 山小屋] 国立公園休憩舎の新設 [13(3) / 記載無し / 報告 - 休憩舎] 山小屋青年宿舎 [13(6) / 記載無し / 報告 - 山小屋] ○山小屋に就て [13(6) / 瓜生正 / 論説 - 山小屋] 日光国立公園の施設 [13(6) / 千家哲彦 / 報告 - 総合]
一昭和17年(1942)一	<ul style="list-style-type: none"> 日光山の家視察記 [14(3) / 記載無し / 報告 - 山小屋] 雲仙の近況と施設 [14(5) / 長崎県観光連合会 / 報告 - 総合] 青年宿舎の建築方針 [14(6) / マックス・コックスケンベル / 論説 - 宿舎]

の計画は、当事業のなかで、その担当者である岸田によって進められたことがわかる。殺生小屋の他、ここに名が挙がっている施設についても当事業のなかで計画が進められたと考えられるが¹⁾、これらのなかで計画案が『国立公園』で紹介されているのは殺生小屋だけであり、当事業の代表例として殺生小屋の計画が進められた過程を読みとることができる。

一方、「協會雜報 岸田博士囑託、工作物の設計指導」(昭和9年(1934))には、当事業の出発点が記されている。ここには、国立公園法の施行が「自然の大風景地を原始そのままの姿に於て永遠に保存し、之に必要な開発を施こして、國民の享用に供せんとするものであるから、其の風致の維持を始め保護利用上遺憾なきを期せんがための用意」であり、「国立公園内に於ける各種工作物は周囲の自然的風致との調和を始め、構造設備之に伴ふ材料等も国立公園の施設として特異の設計考案に出づることを希ふ」ために、当事業が実施されたことが記されている。国立公園法が施行された当時、国立公園法に内在する自然の風景地の保護と利用という相反する方向性について、議論がおこっていた。当事業は、この議論に対する一つの解答として、自然の風景地に調和する建築意匠が実質的に模索された取り組みであったといえる。さらにいえば、当事業の実施以前に同様な取り組みを確認できないことから、当事業を、国立公園法の施行を契機とした、自然の風景地に調和する建築意匠が実質的に模索された最初の取り組み、として位置づけることができる。

さかのぼれば、当事業の担当者を務めた岸田は、昭和9年(1934)に国立公園協会と建築学会の共催で行われた設計競技「国立公園内に建つ山小屋建築設計圖案懸賞」で審査員を務め、審査員を代表して審査評を記すなど、設計競技の中心的な役割を果たしていた。岸田が設計競技で審査員を務めた事実と当事業の担当者を務めた事実とを連続的にみると、当事業との前後関係のなかで設計競技が行われた過程を読みとることができよう。

岸田は、「国立公園内に建つ山小屋建築設計圖案懸賞」の審査評である岸田日出刀「国立公園に建つ山小屋設計懸賞 応募圖案審査の感想」(『国立公園』,6(3),pp.3-6,1934)にて、国立公園の施設にふさわしい建築意匠の評価項目を示している。具体的には、「敷地の位置といふことも山小屋の設計に當つては特に考慮を必要とする。位置の如何によつて現地材料に差をきたし、経費の関係上自ら意匠が左右されるものである」とし、「更に敷地周囲の環境によつて意匠表現にも自ら差をきたすことも忘れてはなるまい」としている。また、海外の事例を参照した作品に対して、「もつと日本的に穏やかな表現のものの方が遙かに好ましい」とし、作意的な表現の作品に対して、「すべて建築の意匠はも

つとすらすと大した作意なく無理のないものであつてほしい」としている。こうした、岸田による建築意匠の評価項目は、殺生小屋をはじめとする自身の作品はもとより、後の市浦による日光の山の家の計画などの建築作品や意匠論にも大きな影響を与えたと考えられる²⁾。それは、昭和25年(1950)に国立公園の施設に関する参考書としてまとめられた厚生省国立公園部編『国立公園の施設 第一集』(国立公園協会,1950)に掲載されている設計の基準「国立公園(自然風景地)らしい:(1)自然的であること、(2)調和的であること、(3)単純であること」が岸田による建築意匠の評価項目と共通していることから裏付けられるのである。

参考文献

- 1) 藤原基貴・大川三雄：金沢工業大学および東京都公文書館所蔵の図面資料にみる岸田日出刀の設計活動，日本建築学会技術報告集，第20巻第45号，pp.779-784，2014
- 2) 速水清孝：市浦健設計「日光龍頭山の家」に見るアントニン・レーモンドの影響，日本建築学会計画系論文集，第74巻第639号，pp.1183-1189，2009

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

梅干野成央，『百瀬家文書』における殺生小屋と西岳小屋の設計図書について，日本建築学会技術報告集，第20巻第46号，pp.1099-1104，2014，査読有

DOI <http://doi.org/10.3130/aijt.20.1099>

梅干野成央，山小屋建築の歴史と構法，木の建築，第39号，pp.48-51，2014，査読無

〔学会発表〕(計2件)

梅干野成央，国立公園法の施行を契機とした自然の風景地にたつ建築の意匠論『国立公園』誌の分析を通じて，日本建築学会大会，2014.9.12，神戸大学

梅干野成央，登山手帳『山日記』にみる日本アルプスの山小屋の開設過程，日本建築学会北陸支部大会，2014.7.12，富山大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

梅干野 成央 (HOYANO, Shigeo)

信州大学・学術研究院工学系・准教授

研究者番号：70377646